

2026 年 10 月

企業会計基準適用指針公開草案第 95 号

継続企業に関する会計基準の適用指針（案）

継続企業に関する会計基準の適用指針（案）

20XX 年 XX 月 XX 日

企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
適用指針	2
範 囲	2
継続企業の前提に関する評価	3
継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性の評価	3
決算日後、少なくとも財務諸表の公表の承認日後 1 年を経過した日までの期間	3
継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうかの判断	4
継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合の継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価	6
適用時期等	8
結論の背景	BC1
経 緯	BC1
継続企業の前提に関する評価	BC2
継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性の評価	BC2
継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうかの判断	BC2
継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合の継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価	BC5

目 的

1. 本適用指針は、企業会計基準第 XX 号「継続企業に関する会計基準」（以下「会計基準」という。）を適用する際の指針を定めることを目的とする。

適用指針

範 囲

2. 本適用指針を適用する範囲は、会計基準における範囲と同様とする。

継続企業の前提に関する評価

継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性の評価

決算日後、少なくとも財務諸表の公表の承認日後 1 年を経過した日までの期間

3. 会計監査人設置会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 11 号）において会計監査人により監査される計算書類及び附属明細書又は連結計算書類に関する「財務諸表の公表の承認日」は、「企業が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）に準拠して計算書類等又は連結計算書類を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日」（企業会計基準適用指針第 35 号「後発事象に関する会計基準の適用指針」第 4 項）と読み替える。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうかの判断

4. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況（会計基準第 7 項）としては、例えば、次のようなものが挙げられる。これらの事象又は状況は、単独で又は複合して生じることがある。

(1) 財務指標関係

- ① 債務超過又は流動負債が流動資産を超過している状態
- ② 返済期限が間近の借入金があるが、借換え又は返済の現実的見通しが無い又は長期性資産の資金調達を短期借入金に過度に依存している状態
- ③ 債権者による財務的支援の打切りの兆候又は債務免除の要請の動き
- ④ 過去の財務諸表又は予測財務諸表において、営業活動によるキャッシュ・フローが経常的にマイナスとなっている又は営業活動からキャッシュ・フローを生み出すことができない状態
- ⑤ 主要な財務比率の著しい悪化又は売上高の著しい減少
- ⑥ 重要な営業損失
- ⑦ 資産の価値の著しい低下又は売却を予定している重要な資産の処分の困難性
- ⑧ 配当の遅延又は中止

- ⑨ 支払期日における債務の返済の困難性
 - ⑩ 借入金の返済条件若しくはその他借入に係る財務制限条項又は借入契約条項の不履行又は抵触し得る状況
 - ⑪ 仕入先からの与信の拒絶
 - ⑫ 主要な研究開発、資本的支出、主力の新製品の開発及びその他の必要な投資を含む、競争力を維持するために追加借入又はエクイティ・ファイナンスを行うことができないこと
 - ⑬ 金融資産及び負債の満期日のミスマッチにより生じる流動性リスクへの大きなエクスポージャー
- (2) 営業活動関係
- ① 主要な経営者の退任又は事業活動に不可欠な人材の流出
 - ② 顧客需要の著しい減少
 - ③ 主要な市場、重要な得意先、フランチャイズ、ライセンス又は主要な仕入先の喪失
 - ④ 労務問題に関する困難性
 - ⑤ 重要な原材料の不足
 - ⑥ 強力な競合企業の出現
- (3) その他
- ① サイバー攻撃に伴う重大な又は長期にわたる事業の中断（例えば、情報へのアクセスができない又はサービスの提供が不可能な状態）
 - ② 金融機関に対するソルベンシー若しくは流動性要件又は証券取引所上場要件等、自己資本規制その他の法的若しくは規制要件への抵触又は抵触し得る状況
 - ③ 企業に対する販売保証、金融保証契約による保証、環境改善又は規制上の手続等の事項に起因する係争中の訴訟又は偶発債務に関する巨額な損害賠償の履行の可能性
 - ④ サステナビリティに関連する事項を含む、企業に不利な影響を及ぼすと予想される法令又は政策の変更
 - ⑤ 株価の大幅な下落
 - ⑥ 為替レートや商品（例えば、原油価格）、株式、金利等、不安定な市場に対する著しく大きなエクスポージャー
 - ⑦ 付保されていない若しくは一部しか付保されていない重大な災害又は事業の中断による損害の発生（例えば、地震）
 - ⑧ 企業に悪影響を及ぼすことが予想される戦争、内乱、感染症の発生等の環境の変化又は気候変動に関連する物理的リスクの顕在化（例えば、大洪水）
5. 連結財務諸表を作成している場合、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうかの評価にあたって、連結財務諸表を基礎とした財務指標及び子会社にお

いて生じた継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況のうち、企業の継続企業の前提に重要な影響を及ぼす項目を含めて評価する。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合の継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価

（継続企業の前提に関する評価の水準）

6. 会計基準第5項に基づき財務諸表の作成にあたって継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価する際には、合理的に入手できるすべての情報を考慮し、決算日後、少なくとも財務諸表の公表の承認日後1年を経過した日までの期間にわたり継続企業として存続する能力があるかどうかを評価する。

ただし、当該評価の水準については、企業を取り巻く経済環境やその企業の財政状態等により異なる。例えば、企業が利益基調であり、資金調達を容易に行い得る状況にある場合には、詳細な検討を行うことなく、決算日後、少なくとも財務諸表の公表の承認日後1年を経過した日までの期間にわたって継続企業として存続する能力があると容易に結論付けることができるが、そのような状況にない場合には、将来における収益性や債務の返済予定に対する資金調達の実行可能性など、継続企業としての諸要因の検討が必要になる。

（対応策の検討）

7. 対応策（会計基準第8項）の具体的な内容としては、例えば、次のようなものが挙げられる。
- (1) 資産の処分
 - (2) 借入金の返済期限の延長又は増資
 - (3) 適切な代替の仕入先の確保

適用時期等

8. 本適用指針の適用時期等は、会計基準と同様とする。

結論の背景

経緯

BC1. 当委員会は、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 74 号「継続企業の前提に関する開示について」（以下「報告第 74 号」という。）における会計に関する内容を当委員会の会計基準に移管するため、20XX 年 XX 月に会計基準を公表し、合わせて本適用指針を公表した。

継続企業の前提に関する評価

継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性の評価

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するかどうかの判断

BC2. 第 4 項に挙げた項目の中には、単独の事象又は状況により、破産の原因たる事実の生じるおそれや、事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができなくなることとも考えられる。例えば、債務超過に陥ったときや借入金の契約条項の不履行が発生したときには、場合によっては民事再生等の手続に移行することもあり得るため、より慎重に検討を行う必要があると考えられる。

しかし、通常これらの項目は、複数の事象又は状況が密接に関連して発生又は発現することが多いと考えられる。このため、継続企業の前提に関する評価の過程において、第 4 項に例示するような項目が継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当するかどうかについて、総合的に判断する必要があると考えられる。

BC3. 第 4 項に挙げた項目はあくまで例示であり、その企業の規模や業種等により、金額的重要性や質的重要性を加味して判断すべき事項もあり、また、その企業が営む業種の特殊性等により、これらの項目と異なる財務指標を用いることが適切な場合や、これらとは異なる事象又は状況が継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような場合もあると考えられる。

BC4. ここで、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の例示について、審議において、報告第 74 号における例示を移管するか、2025 年 12 月に日本公認会計士協会から公表された監査・保証基準委員会 監査基準報告書 570「継続企業」（以下「監基報 570」という。）の改正案における例示のいずれを本適用指針に取り込むかについて検討を行った。この点、今後の監査実務においては、監基報 570 の改正案に記載されている継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の例示が参照されることが考えられるため、会計基準と監査基準をより整合的とすることによって実務を安定させる観点から、原則として監基報 570 の改正案と整合する例示を本適用指針に定めることとした（第 4 項参照）。

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合の継続企業の

前提に関する重要な不確実性の評価

(対応策の検討)

BC5. 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消する若しくは改善するための対応策についても、前項と同じ理由から、報告第 74 号の対応策の例示を移管せず、監基報 570 の改正案と整合する例示を本適用指針に定めることとした（第 7 項参照）。

以 上